

日韓両国間に取扱めらるべき財産及び請求権の  
処理に関する協定要領一案一



二七三三

一 基本要領

「日本國及び大韓民國は、それぞれの國民一法人を含む。以下同じ。」  
が相手國において有する財産に關する権利一利益及びその果実を含む。以下同じ。」並びに相手國及びその國民に対して正當に取得した其他の権利、利益を確認し、その権利の行使が妨げられてゐるときは、これを回復する措置を講ずるものとする。」

前項の権利が、國又はその國民の責任において侵害せられていときは、その國又はその國民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

第一項の回復の措置及び第二項の原状回復、又は損害の補償の方法等については、當該権利の種類に応じ別途協議するものと

する。

二 日本国及び大韓民國は、連合國最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行はれた相手國及びその國民の財産の処理の効力を承認するものとする。

承認する効果の範囲については、別途協議するものとする。

1、日本國は、日本國が大韓民國において有する国有の公用財産及び公共福祉用財産を、大韓民國に、無償で譲渡するものとする。

2、日本國は、日本國が大韓民國において有する国有の企業用財産を、例示的處理要領二ノ二、が實行せられた場合に限り、大韓民國に譲渡するものとする。

前記公用財産、公共福祉用財産及び企業用財産の範囲並びに譲渡の方針等については、別途協議するものとする。

3、日本國が大韓民國において有する財産で前二項に掲げるも

向野美

再建準備法  
トモトア外現

指令  
老情再建

修程(平成)

公債

のを除く一切の財産については前記一の日本國民の財産の取扱に準じて取り扱はれるものとする。

四、日本國は、大韓民國の文化的世襲財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で、無償で持ち来られ且つ現に日本國が所有するものを現状の達大韓民國に返還するものとする。

2、大韓民國は日本國の文化的世襲財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で教育その他の目的のために大韓民國の領域内において展示されるものを日本國に返還するものとする。

3、日本國は、元參謀本部陸地測量部が作成した大韓民國領域の原図及び地図原版で現に日本國が所有するものを事情の許す限り大韓民國に贈与するものとする。

4、前記1、2、3、の返還又は贈与の実施細目については、別途協議するものとする。

## 二 例示的処理要領

### 一、資金運用部資金特別会計（日本金部資金特別会計）關係

#### 1、郵便野金、振替野金、郵便送金爲替

イ、一九四五年八月十五日以前、朝鮮總督府通信官署に積入された、郵便野金、振替野金、郵便送金爲替について、日本において支払うものとする。

ロ、一九四五五年八月十六日以後、朝鮮總督府通信官署に積入された、郵便野金、振替野金、郵便送金爲替については、日本において支払うものとする。

ハ、一九四五五年八月十六日以降、日韓兩國において文書の郵便野金、振替野金、郵便送金爲替については、別途調整の措置を講ずるものとする。

#### 2、簡易生命保険、郵便年金

イ、朝鮮總督府通信官署との間に契約された簡易生命保険、郵便年金については、大韓民國において支払うものとする。

ロ、朝鮮總督府通信官署との間に契約された簡易生命保険、郵便年金、余裕金につい

#### 3、貸付金

資金運用部資金特別会計の大韓民國地方公共團体及びその國民へ法人を含む。）に対する貸付金は、当該債務者において、これを支払うものとする。

タ、前記イ、ロ、ハにおける支払方法、調整の措置、引度の方法等については別途協議するものとする。

#### 二、在外本社株式開保

イ、日本國又は日本國又はその國民か、大韓民國に本店の所在する会社に対してもする株主権利、在韓米軍政府により売却せられたものについては、さうの取扱を主張しないものとする。

但し、売却に伴つた売却代金は日本國又は専該国民の引渡しを受けるものとする。

ス、大韓民國は、日本國又はその國民か、大韓民國に本店の所在する会社に対してもする

する株主権を、延澤於渾太府にあり化却せられなかつたものにては、此の株主  
権の存続を法的に確認するものとする。

三、前記ノ一、二、四における元和代金の引渡及公株主権の當時解説の方針等に付りては、  
別途協議するものとする。

#### 三、公社債用券

一、日本國の銀行による公債及び日本國に本店の所在する会社の銀行にて社債にて  
は、その銀行者へ又ねう賣を貰うものとする。

但し、連合國最高司令官の指令に基き、無効とした証券についヘヨニテ限ひ  
は云々。

又、大韓民國は、朝鮮道憲公債法、米穀生産財源確保に関する法律に基き銀行及び  
公債の未償還表高等に相当する資金を、日本國にて保険するものとする。

三、大韓民國における地方公共團体の発行した公債及び大韓民國に本店の所在する会  
社の銀行にて社債についヌ、その発行者が支払の責を負うものとする。

#### 四、日本銀行券

一、前記ノ一、二、三、にあける支払並びに引渡しの方法等についヌ、別途協議するも  
のとする。

#### 五、朝鮮銀行券

一、大韓民國は、朝鮮銀行券についヌ、朝鮮銀行又はその承継者が債務者であることを  
確認するものとする。

二、支払方法についヌは、別途協議するものとする。

#### 六、被徵用韓人の未收金

一、日本國は、被徵用韓人の未收金にて、支拂請求權が、日本國及びその國民から正  
當に取扱されたものである限り、その權利を確認するものとする。

二、支払方法についヌは、別途協議するものとする。

### 七、ミサ他の方産及び請求権

日・韓兩國は前記各項以外のさう他の方産及び請求権につり及し、私有財産尊重の原則に従い解決するものとする。

而して、連合軍最高司令官又は在韓米軍政府の指令に従いされれりの地域において実施せられた措置の効果につり及し、相互に尊重するものとする。

解決の具体的方法につり及しは、別途協議するものとする。

一 基本要領

一、日本国及び大韓民国は、それぞれの國民一法人を含む。以下同じ。一が相手国において有する財産に因する権利・利益及びその果実を含む。以下同じ。一、並びに相手国及びその國民に対して正当に取得した其他の権利・利益を確認し、その権利の行使が妨げられてゐるときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

前項の権利が、國又はその國民の責任において侵害せられるときは、その國又はその國民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

第一項の回復の措置及び第二項の原状回復、又は損害の補償の方法等については、当該権利の種類に応じ別途協議するものとする。

する。

二、日本国及び大韓民国は、連合国最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行はれた相手国及びその國民の財産の処理の効力を承認するものとする。

二、日本国は、日本国が大韓民国において有する國有的公用財産及び公共福祉用財産を、大韓民国に、無償で譲渡するものとする。

二、日本国は、日本国が大韓民国において有する國有的企業用財産を、例示的處理要領二ノ二、が實行せられた場合に限り、大韓民国に譲渡するものとする。

前記公用財産、公共福祉用財産及び企業用財産の範囲並びに譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

三、日本国の大韓民国において有する財産で前二項に掲げるも

のを除く一切の財産については前記一の日本國民の財産の取扱に準じて取り扱はれるものとする。

四、日本國は、大韓民国の文化的世襲財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で、無償で持ち来られ且つ現に日本國が所有するものを現状の盡大韓國に返還するものとする。

2、大韓民国は日本國の文化的世襲財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で教育その他の目的のために大韓民国の領域内において展示されるものを日本國に返還するものとする。

3、日本國は、元參謀本部陸地測量部が作成した大韓國領域の原図及び地図原版で現に日本國が所有するものを事情の許す限り大韓民国に贈与するものとする。

4、前記1、2、3、の返還又は贈与の実施細目については、別途協議するものとする。

## 二 例示的処理要領

## 1、資金運用部資金特別会計（注予金部資金特別会計）関係

## （郵便野金、振替野金、郵便送金為替）

イ、一九四五年八月十五日以前、朝鮮総督府通信官署に預入された、郵便野金、振替野金、郵便送金為替については、日本において支払うものとする。

ロ、一九四五年八月十六日以降、朝鮮総督府通信官署に預入された、郵便野金、振替野金、郵便送金為替については、大韓民国において支払うものとする。

ハ、一九四五年八月十六日以降、日韓兩國において支払う郵便野金、振替野金、郵便送金為替については、別途調整の措置を講ずるものとする。

## ス、简易生命保険、郵便年金

イ、朝鮮総督府通信官署との間に契約された简易生命保険、郵便年金については、大韓民国において支払うものとする。

ロ、朝鮮総督府通信官署との間に契約された简易生命保険、郵便年金、余裕金につ

2、日本側に預金済み又は、大韓民国に引き渡すものとある。  
（大韓民国において支払うものとする。）

## 3、貸付金

## （信子全部貸付金特別会計）

資金運用部資金特別会計（大韓民国地方公共団体及びその國民・法人を含む。）に対する貸付金は、当該債務者において、以此を支払うものとする。

タ、前記イ、二、三、四における支払方法、調整の措置、引渡し方法等については別途協議するものとする。

## 二、在外本社或開保

イ、日本國は、日本國又はその國民が、大韓民国に本店の所在する会社に対し所有する株主権で、在韓米軍政府により売却せられたものについては、その取扱を主張しないものとする。

タ、但して売却により生じた売却代金は日本國又は該國民に引き渡されるものとする。

ト、大韓民国は、日本國又はその國民が、大韓民国に本店の所在する会社に對して每

する株主權と、在韓米軍政府により創立せられたばかりのものとは、同一株主權の存続を法的上確認するものとする。

三、前記ノ、日本における虎都代金の引渡及び株主權の法的確認の方法等につきには、別途協議するものとする。

### 三、公社債開示

一、日本國の發行した公債及び日本國に本店の所在する會社の發行した社債につきは、さる發行者が支払の責を負うものとする。

但し、連合國最高司令官の指令に基き、無効とされた証券につきは、支払の責を負うものとする。

二、大韓民國は、朝鮮獨立公債法、米製生産財原継保にてける法律等に基き發行された公債の未償還額高率に相当する額金を、日本國に引き渡すものとする。

三、大韓民國にちする地方公共團体の發行した公債及び大韓民國に本店の所在する會社の發行した社債につきは、さる發行者が支払の責を負うものとする。

### 四、日本銀行券

一、前記ノ、ス、三、六にあける支払並びに引渡しの方法等につきは、別途協議するものとする。

### 五、朝鮮銀行券

日本國は、日本銀行券につき、日本銀行が債務者であることを確認するものとする。

さう決済の方法につきは、別途協議するものとする。

さう決済の方法につきは、別途協議するものとする。

### 六、被徵用韓人の未收金

日本國は、被徵用韓人の未收金にして、さう請求權か、日本國及びその國民から正當に取扱われたものである限り、その權利を確認するものとする。

さうの支払の方法につきは、別途協議するものとする。

## 七、北洋軍の財産及び晴共權

日・韓兩國は前記各項以外の他の財產及び晴共權につき、私有財產權尊重の原則に基いて解決するものとする。

而して、連合國最高司令官又は在韓米軍政府の命令に依る事無き範囲内に於て、私有財產權尊重の原則に基いて解決するものとする。

施せられた措置の効果につき又は相互に尊重する事等に付する。

解決の具体的方法につき又は別途協議するものとする。